



野 企 第 2 号  
令和 5 年 1 月 6 日

野洲市議会 公明党  
代表 津村 俊二 様

野洲市長 栢木 進



令和 5 年度予算要望書について（回答）

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、令和 4 年 11 月 24 日付で要望のあった標題の件について、別添のとおり回答  
します。

野洲市議会公明党議員団  
令和5年度 予 算 要 望 書

【政策調整部】

1、令和9年開校予定の県立高等専門学校の整備計画の充実

(回答)

滋賀県では、令和9年春の開校を目指し、今年度から現地測量に入り、令和5年度にPFI事業の手続、令和6年度から高専施設の設計と土地造成、令和7年度から令和8年度にかけて建設工事を予定されています。

市としてもより良い学校となるよう可能な限り協力してまいります。

【所管部：政策調整部】

2、自立した市政運営を実行する政策決定のための体制

「市街化区域の見直しで住宅確保がしやすい街づくり」

(回答)

市街化区域については、令和3年3月に滋賀県が行った大津湖南都市計画区域区分の定期見直しにおいて、6地区21.6haが市街化区域に編入されました。

また、令和3年7月に改訂した野洲市都市計画マスタープランにおいて、長期的な視点で日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことを位置付けています。

一方で、本市は県が定める大津湖南都市計画区域内にあり、他市に比して市街化区域の面積割合が狭小であることから、短期的には拠点となる市街地周辺において、適切な居住環境を誘導する区域設定を行うこととしており、区域区分の見直し（市街化区域の変更）にあたっては、事業実現の熟度や確実性を勘案のうえ、実現に向けて検討したいと考えています。

なお、令和3年度に区域区分の随時見直しに係る要件が緩和されたことから、随時見直しの柔軟な対応についても、引き続き国や滋賀県に対し要望を行ってまいります。

【所管部：都市建設部】

3、「公共施設等総合管理計画」の進捗推進

- ・長年手つかずの遊休地利活用

【公明党】

- ・ 財産管理を含め不要建物等の処理を継続
- ・ 公有地の貸し付けの見直し

(回答)

売却可能な遊休地については、官民境界や鑑定等を進め、順次、売却を実施しています。令和4年度は上屋市営住宅跡地を売却、令和5年度には野洲第二保育園跡地（栄）の売却を予定しています。

また、公共施設等総合管理計画や野洲市公共施設のあり方、行財政改革推進プランに基づき公共施設の統合や廃止等の検討を進めており、その内容も踏まえ、令和4年度末に改訂を予定している公共施設等総合管理計画のなかでその検討結果を記載する予定です。

従来、市の財産貸付については、原則有償にて規定の料金を徴していますが、一部議会議決、公有財産審議委員会の審査を経て無償貸付契約を行っていましたが、これについても行財政改革の取組の一部として、可能な限り無償貸付等を廃止し、有償貸付への変更を予定しているところです。

【所管部：総務部】

#### 4、市独自の地域課題を解決する政策立案ができる体制の確立

(回答)

施策立案ができる職員の能力向上のため研修の充実を図るとともに、課題が複数の所属に関連する場合には、政策調整部企画調整課が主体となり政策立案を行っており、体制は確立されていると考えています。また、庁議として部長会議、調整会議を設けており、各案件の調整や重要な行政課題の調査研究や審議等が出来る体制を整えています。

【所管部：総務部】

#### 5、ふるさと納税の充実した活用

(回答)

ふるさと納税としていただいたまちづくり基金の用途については、野洲市まちづくり寄附条例に基づく事業区分に応じ、寄付額の約50%は返礼品や事務手数料に必要なことから、既存事業などに充当を行い、残りの部分については、市民の皆様に実感いただけるような使い道となるよう努めて参ります。

また、令和5年度当初予算要求からまちづくり基金を原資とし、従来の発想に捉われない新たな視点に立ち、本市政における喫緊の課題解決や新たな手法の導入、チャレンジ精神あふれるモデル的な取組等、第2次野洲市総合計画におけるめざす将来都市像の実現を図るため、政策提案型事業に予算措置を行う予定です。

【所管部：政策調整部】

## 6、5G時代への対応検討

(回答)

5Gにより高速通信が可能となることから、市内での利用としては次期の庁舎・各施設間ネットワーク更新時で検討する通信手段のひとつと考えています。

【所管部：総務部】

### 【市民部】

#### 1、防災総点検の実施・防災教育の普及や訓練への支援

(回答)

防災対策については、日々、担当部署にて対応を検討しており、今のところ第三者による総点検の実施は考えておりません。しかしながら、現状において万全の対策ができているとは考えておりませんので、研修や訓練により市職員のレベルアップを図りつつ、今後も検討を進めてまいります。

防災教育については、年2回リーダー研修会を開催し、地元の防災リーダーの育成を図っているところです。自治会において、防災訓練を実施される際に、要望がありましたら備蓄食料の提供や防災行政無線の使用を許可するなど、支援を行っています。

なお、訓練や研修においては、防災対策に係る外部講師を招き、改善や工夫を積極的に行ってまいります。

【所管部：市民部】

#### 2、防災・減災対策の抜本強化（防災・減災ニューディール政策の導入）

(回答)

道路や橋梁、上下水道などのライフラインについては、交付金や補助金などの制度を活用しつつ、施設管理等の所管課において、年次計画により点検、補修、更新を進めているところです。

今後、防災・減災ニューディール政策の導入により新たな補助が創設されるようであれば、その制度を活用しつつ、防災・減災に向けてライフラインの強化に努めていけるよう体制を構築してまいります。

【所管部：市民部】

#### 3、災害時の情報提供と被害状況把握と対策計画の作成

(回答)

現在、災害時の情報につきましては、令和2年度に防災行政無線のスピーカーを高性能化し、情報発信の一元化システムを構築したことにより、緊急メールや防災アプリ、電話、FAX等、多様な伝達手段を用いて、気象や避難に係る重要な情報を、市民の皆様にご正確かつ迅速に周知できるようになりました。今後も適正な運用に心掛けてまいります。

被害情報の把握については、現在、庁内ネットワークでの共有に留まっており、大規模災害の混乱の中では、外部から無作為に入ってくる情報の整理等、現状の体制では対応できないことが、これまでの訓練を通して明らかとなっています。これは「地域防災計画」や「業務継続計画」、「防災初動マニュアル」の策定はしているものの、実践的な課題であると受け止めております。今後は、災害体験市町から講師等を招く等、訓練や研修を重ね、PDCAサイクルを図りながら、災害対策に関する計画を向上させていきたいと考えています。

【所管部：市民部】

#### 4、各家庭での災害時における非常食及び持ち出し品の備蓄推進

(回答)

野洲市では、各家庭で3日間の備蓄食料、水、非常用持ち出し品を準備するよう推奨しています。各家庭に配布している防災マップに具体的な備蓄品や方法を記載し、今後も引き続き「自分の命は自分で守る」(自助)と「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)を推進するための研修や支援を推進します。

【所管部：市民部】

#### 5、犯罪被害者支援の推進

(回答)

野洲市では、野洲市犯罪被害者支援条例に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は傷害を受けた者に対して、遺族支援金又は傷害支援金を支給することで、被害者の精神的被害を軽減する支援を進めています。

今後においては、犯罪被害者支援に関する知識やノウハウを有する公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターとの連携を図っていくことで犯罪被害者に対する中長期的な支援の充実を目指してまいります。

【所管部：市民部】

#### 6、地区防災計画の策定推進

【公明党】

(回答)

一定の地域の住民や事業者などが命と財産を守るために助け合い自発的に地区防災計画策定に取り組むことは、地域のコミュニティの醸成にもつながることが期待されることから、地区防災計画の策定推進をまいります。

令和3年度に作成した「地区防災計画策定の手引き」に基づき、大篠原自治会が策定された「地区防災計画」を「市地域防災計画」に定めています。

【所管部：市民部】

【総務部】

1、窓口サービス向上市民アンケート実施

(回答)

窓口対応については、市長への手紙や直接窓口でいただいたご意見などを活かし、常に改善に努めています。

今後も市役所等にいられた市民の方が迷っておられるような場合等、職員が積極的に声をかけることで、市民の方が気持ちよくサービスを受けられるよう努めてまいります。

また、市民アンケートについては、以前実施したことを踏まえ、課題を見極めたうえ、必要な時期に実施したいと考えています。

【所管部：総務部】

2、公共施設の入札における公平、透明性の充実

(回答)

入札・契約手続は、地方自治法や野洲市契約規則等の各規程に従い実施しています。随意契約ガイドライン等も策定しており、必要に応じて見直しを行い公平性、透明性、競争性を確保しています。その内容については、年に2回、外部委員による入札監視委員会を開催し、その結果を広報やす・ホームページにて公開しています。

なお、入札内容や業者選定等の審議を行う契約審査会の選考過程については、制度上、原則非公開となっています。

【所管部：総務部】

3、デジタル社会に向けた取り組みの推進

(回答)

市民の利便性向上と職員作業効率化のため、費用対効果を見極めながら関連システムの導入を進めます。まずは令和3年度から運用を開始した行政手続きオンライン

【公明党】

ン化の更なる推進に努めます。

【所管部：総務部】

4、デジタル手続きの促進（マイナンバーカードの普及）

（回答）

市役所市民課や市民サービスセンターでは平日無料で写真撮影を行い、申請サポートを実施しています。また市役所以外にも公共施設等で休日に出張し、申請サポートを実施し、申請機会を設けています。

全ての証明書ではありませんが、マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等で夜間や土日も証明書の交付が可能で、手数料も市役所窓口より安価となりますので、マイナンバーカードの利点等を含め市民の皆様に周知を図り普及に努めます。

行政手続きのオンライン化によりマイナンバーカードの利用機会が増加することで、カードの普及を促進する効果があると考えています。

【所管部：市民部・総務部】

5、高齢者の免許返納の推進とそれに伴う対策

（回答）

現在、野洲市では住民登録されている自主返納高齢者に対してコミュニティバスの回数券（1万円分）を1回限り、無料交付する制度を実施しております。

また、野洲市が加盟している守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会が発行している月刊紙「地域安全ニュース ふるさと」にて事故防止の観点から高齢者免許返納に向けて啓発を行っています。

今後におきましても高齢者の事故防止に向けて、高齢者の免許返納を推進していきます。

【所管部：市民部】

【環境経済部】

1、太陽光発電、雨水利用、リサイクル等持続可能な循環型社会形成

（回答）

持続可能な循環型社会の形成については、第2次野洲市環境基本計画において基本目標の一つに「循環型社会・低炭素社会づくり」を位置づけ、3つの施策方針、3Rの促進、廃棄物の適正処理及び地球温暖化への対策を掲げ取り組んでいます。

3Rの促進及び廃棄物の適正処理については、小型家電回収や廃食油の回収によるリサイクル、ものを生かす交換銀行やクリーンセンターに搬入された家具や食器

類を常設展示（無償譲渡）することとしたリユースの促進を展開しています。  
地球温暖化への対策では、身近な省エネルギー化をはじめ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及やCO<sub>2</sub>削減を推進するとともに環境学習会やイベントへの参加で情報発信も行っていきます。  
これらの施策に取り組むことで、より持続可能な社会の実現を目指します。

【所管部：環境経済部】

## 2、景観施策の推進、自然景観への市民との協働による都市計画

（回答）

都市計画施策による活性化と景観施策による良好な景観形成は、相互に補完し合いながら推進することが重要であることを認識しており、市民・事業者・公共の協働により、目標とするまちづくりについて合意形成を図ることで快適なまちづくりを進めてまいります。

なお、都市計画マスタープランにおける「景観形成の方針」は、景観形成方針及び景観計画に整合した内容となっており、都市計画施策と景観施策との連携を図りながら進めてまいります。

【所管部：都市建設部】

## 3、公共施設への緑化の拡充

（回答）

「野洲市みどりの基本計画」に示す通り、市庁舎における緑のカーテンや道路の緑化などに取り組んでおり、今後も引き続き緑化の推進に努めてまいります。

今年度については、庁舎本館玄関ロビー内に観葉植物等を設置、緑化を推進し、公共施設への緑化については可能な範囲で進めてまいりたいと考えていますが、緑化の推進と比例し維持管理費は増加しますので、拡充には慎重な検討が必要と考えています。

【所管部：都市建設部・総務部】

## 4、誰もが気軽に憩える都市公園の整備

（回答）

「野洲市みどりの基本計画」に示すとおり、新規都市公園の整備においては、幅広い年代に利用していただける地域コミュニティ活動を拠点としての機能を持った公園づくりを目指します。

【所管部：都市建設部】

## 5、高齢者に対応したウォーキングやリハビリができる公園の整備

(回答)

「野洲市みどりの基本計画」に示すとおり、新規都市公園の整備においては、今後の高齢化社会も見据えた健康の保持増進を支援する公園づくりを目指します。

因みに野洲市においては、野洲川河川公園、さくら緑地、さくら墓園という広大かつ平坦な公園があり、季節を楽しみながらのウォーキング等ができ、日頃より市民の皆様が、安全にご利用いただけるよう適正に管理に努めております。

【所管部：都市建設部】

## 6、環境に適したCO2削減に起因する街灯のLED照明の取り換え

(回答)

環境に適したCO2削減の観点では、市が管理する防犯灯につきまして、新設や器具の交換が必要となった場合にLED化するよう取り組んでおり、全体で1,097基ある防犯灯のうち約75%を完了しております。また、自治会が管理する防犯灯についても、「野洲市自治会活動活性化補助金」を活用しながら積極的に更新され、4,500基弱ある防犯灯のうち約8割をLED化されております。

道路照明灯のLED化については、水銀灯の製造中止を受けて、すべての道路照明灯を改修するため年次的に工事を進めています。今年度は、市道辻町小比江線のJRアンダーパス区間の改修を実施しています。次年度以降も順次改修を進めてまいりたいと考えています。

【所管部：市民部・都市建設部】

## 7、プラスチックごみの琵琶湖への流入防止

(回答)

プラスチックごみに限らず、琵琶湖へのごみの流入を防止するためには、まずは市域における不法投棄ごみの発生を抑制することが重要と考えます。

本市では不法投棄を抑制する為、不法投棄監視員やクリーンパトロールによる市内の定期的な見回りを実施しており、不法投棄に対する警告看板についても、必要に応じて市民の方に交付を行い、地域における不法投棄防止の啓発を行っているところです。

【所管部：環境経済部】

## 8、食品ロス削減に向けた具体的な仕組みづくりの構築

【公明党】

(回答)

食品ロス削減への取組みのひとつとして、「食べきりやす 30・10 運動」(宴会等で最初の 30 分は席に着いて美味しくいただき、終了前の 10 分は席に戻って食べきろうとする運動)を周知啓発しています。また、フードドライブを実施し、余剰食品の有効活用や廃棄削減を図るとともに食品ロスへの関心を高めていきます。

このほか、ご家庭での「買いすぎを防ごう」や「食べきれる量を作ろう」などをホームページや広報で引き続き啓発してまいります。

【所管部：環境経済部】

【都市建設部】

1、道路標示の整備(安全対策の強化・カーブミラー等の点検)

(回答)

道路標示については、道路標識は主に幹線道路に設置し、道路利用者の利便性を向上させております。今後、国道 8 号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線道路の開通にあたっては、必要に応じて標識等の設置を検討してまいります。区画線については、白線が消えている道路も多くあることから、引き続き修繕を行い交通事故の防止に努めてまいります。

また、カーブミラーや道路照明灯等の道路附属施設については、職員による道路パトロール時の点検や自治会等からの通報や要望により、現場確認を行ったうえで修繕や新設を行っています。今後も地域の協力を得ながら、道路を良好に維持管理してまいります。

【所管部：都市建設部】

2、国・県事業の推進について早期実現

(回答)

現在、実施して頂いております主な国・県事業としましては、国道 8 号野洲栗東バイパスは国が令和 7 年秋の供用開始に向けて、大津湖南幹線と県道木部野洲線は滋賀県が令和 6 年の完成に向けて整備を進めて頂いております。

また、国道・県道の幹線道路整備と野洲川・日野川の改修につきましては、各種協議会・同盟会において、関係市町と連携して要望活動を行っているところです。

国・県事業の早期実現に向けて、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進を図られるよう、引き続き、国、県に要望してまいります。

【所管部：都市建設部】

3、市営住宅全般の今後について検討

(高齢者・障がい者が入居しやすい条件整備)

(回答)

野洲市の住宅施策として、平成19年3月に野洲市住生活基本計画を策定後から応急的な修繕に留まっていますが、平成28年3月に第2次野洲市住生活基本計画を策定し、高齢者や障がい者をはじめ、生活困窮者や単身生活者の居住の安定確保を目指して事業を行っています。

市では、60歳以上の高齢者や障がい者など、特定の者だけが申し込める特定目的住宅を設けており、市内293戸のうち79戸において、優先的に受付しています。

また、現在実施している永原第2団地の建替事業を実施していく中で、入居可能な住戸を更に整備する計画です。

【所管部：都市建設部】

4、市内公共施設などへのWiFi環境の整備

(回答)

セキュリティ上の観点から、公共施設全体での公衆WiFi整備は予定していません。各施設や個別の事業で公衆WiFi環境が必要となる場合はその事業ごとに環境整備を行うこととしています。

【所管部：総務部】

5、空き家対策としての空き家の有効活用の推進

(回答)

全国的に空き家が増加している市街化調整区域での空き家対策にかかる具体的な支援策については、平成31年3月に「野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の一部改正を行っており、同年4月からは、都市計画の線引き以前から建築のために造成された土地や、建築確認申請が下りて10年以上住宅が存在しているか、存在していた土地について、住宅を必要とする人であれば誰もが、自己用住宅を建築できるようにし、土地活用が出来るようにしており、年々実績を伸ばしているところです。

また、老朽化により屋根や外壁が腐朽や破損している「危険空家」に対する支援については、「野洲市空家解体促進事業補助金」により解体費用を補助し、市民の安全・安心の確保の他、空き家の有効活用の推進を図ってまいります。

【所管部：都市建設部】

6、雨水時の河川整備

(回答)

雨水時の河川整備については、記録的短時間大雨情報が発せられるような昨今の降雨状況では、市内一円で溢水が発生している状況であり、一朝一夕には実現が困難であると考えています。

このため、本市としましては、まずは市域全域において、雨水排水に課題を抱えている地域を見極めるための調査を実施することによって、現状を明らかにしてまいりたいと考えています。

【所管部：都市建設部】

## 【健康福祉部】

### 1、帯状疱疹予防ワクチン接種の助成制度の検討

(回答)

現在、予防接種法の任意接種となっている帯状疱疹ワクチン接種に対して、市単独で助成を行う場合には、財源の確保や、健康被害発生時の対応が定期接種とは異なるなどの課題があります。

また、現在、国が帯状疱疹予防ワクチンを定期接種とするかどうかの検討を進めているところですので、国の審議状況などの動向を注視しつつ、慎重に市としての対応を考えてまいります。

【所管部：健康福祉部】

### 2、発達障がいの理解推進と横断的支援

(回答)

発達障がいへの理解推進については、市の広報紙にコーナーを設け、発達障がいの理解促進のための情報を隔月で掲載し、同内容をホームページでも発信しています。また、市民向けの研修として、毎年、外部講師を招いて講演会を開催しているほか、自治会や保護者グループ等の研修の場に随時職員が出向いて啓発を行っているところです。今後もこのような継続した取り組みを大切にしながら、令和5年の新発達支援センターの開設を機に、効果的な情報発信ができるよう検討してまいります。

また、発達障がいがある人への支援は、乳幼児期の早期支援が重要であると同時に、学齢期、成人期と生涯にわたる切れ目のない支援が必要となります。そのための、市役所各所管課との連携はもとより、学校、医療、福祉等の様々な機関との連携を今後も強化してまいります。

【所管部：健康福祉部】

### 3、障がい者向けグループホーム検討、支援拡充

(乳幼児期から学童期、青年期（就労支援）までの一貫した支援システム構築・人的配置の拡充を国、県への要望)

(回答)

障がい者向けグループホームにつきましては、障がいのある方の重度化や高齢化、加えて介護者の高齢化などを背景として、グループホームの利用希望者が増加している現状であります。また重度の方（医療的ケアが必要な方、強度行動障害のある方）が入れるグループホームが少なかったり、本人との相性が合わなかったり、日中通っている事業所から遠かったりして通うことができない人もおられ、施設全体としてまだまだ十分でないと感じているところです。

こうした現状や今後の需要増加が見込まれることを踏まえ、国や県に対して課題提言を行うとともに報酬単価の見直しを含めた制度の見直しを図るよう要望してまいります。

また、乳幼児期から青年期までの支援につきましては、障がいのある人や支援が必要な人にとって、乳幼児期・学齢期・青年期とそれぞれのステージでの個々の継続した支援が受けられるよう、各関係機関が互いに連携しながら組織全体で取り組んでいくとともに、福祉施設等の職員の処遇改善等の必要な要望についても国及び県に要望してまいります。

【所管部：健康福祉部】

### 4、妊産婦健診の支援拡大

(回答)

令和3年度より多胎妊婦に対し、単胎妊娠よりも頻回に母体管理のための受診が必要になることから妊婦基本健診受診券5回分（合計16,500円分）を追加でお渡ししております。併せて出生後のお子様に対し、3,000円の新生児聴覚検査の助成も実施しているところです。今後におきましても、こうした健診助成等により健康管理を継続的に行い、母体の健康が守れるよう支援してまいります。

【所管部：健康福祉部】

### 5、不育症へ支援の推進

(回答)

不育症への経済的支援としましては、国により、令和3年度より保険外併用の仕組みで実施する先進医療による不育症検査に対する助成金の創設と、有効性・安全性が確立されたものについては、順次、不育症治療の保険適用となるよう方針が出

されています。

本市でも、不育症の検査や治療を受けた場合、経済的負担が軽減できるよう支援を進めてまいります。

【所管部：健康福祉部】

## 6、産後ケア対策の拡充

(回答)

産後ケア対策につきましては、実家等が遠方、関係性の問題、コロナ感染への懸念があるため継続的な支援協力を得ることが難しい場合や、産婦のメンタル面への支援が必要な場合等への支援など、産後ケアの充実を進めてまいります。

【所管部：健康福祉部】

## 7、がん予防と検診のさらなる推進(小児がんも含む)

(回答)

避けられるがんを防ぐことは、がんによる死亡者の減少につながります。

科学的根拠に基づくがん予防方法としては、喫煙（禁煙・煙を避ける）、飲酒（節度ある飲酒）、身体活動、体型（肥満・やせ）、食事（野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取等の生活習慣）、ウイルスや細菌の感染の6つが基本とされています。これら予防方法については、ほほえみやす21健康プランにおいて、市民の健康づくりのための6つの領域（栄養、運動、歯、タバコ、心、健診）をテーマとして、取り組みを行っているところです。そのなかで、感染症対策としては、40歳から60歳の5歳刻みの方を対象に肝炎ウイルス検診の無料受診券を発行しており、対象外の方には一部自己負担金で肝炎ウイルス検診を受けることができる取り組みを実施しています。また、子宮頸がん予防としては、子宮頸がんワクチン接種対象年齢の方には全額公費負担で実施しており、積極的勧奨を差し控えていたことにより公費で接種できる機会を逃した対象者が、定期接種の対象年齢を過ぎて令和3年度末までに自費で接種した場合には、償還払いの方式で助成金を交付しています。

がん検診につきましては、国のがん検診の指針に基づき実施しています。胃・大腸・子宮頸・乳・肺がんについては、個別受診勧奨通知や再通知を行い周知に努めています。また、子宮頸がん・乳がん検診の対象年齢の初年度となる方へは無料クーポン券を配布しており、今後も継続していきます。

なお、小児がんにつきましては成人とは異なり、生活習慣とは関係なく発症します。家族などから相談があれば、県・保健所等関係機関と連携、相談しながら支援を行ないます。

【所管部：健康福祉部】

8、介護保険制度の適切な活用（市民の皆様が制度を正しく理解し適切に若年介護及び老老介護へのサポート体制の充実

(回答)

介護保険制度については、65歳到達時に介護保険被保険者証を送付する際にパンフレットを同封したり、ホームページでの情報提供と出前講座により、高齢者やその家族などが必要な情報を得やすい環境づくりに努めています。

また、地域包括支援センターでは、自ら相談することができない高齢者やその家族については、民生委員や自治会、友人、ご近所の方からの相談も受け付け、訪問等により高齢者の実態を把握し、支援が必要な高齢者をサービスにつなげていくなど、相談支援体制の充実を図っています。

【所管部：健康福祉部】

9、幅広い世代の自殺やうつ病などに関する相談窓口の充実

(回答)

健康推進課では毎週金曜日に対面（来所）相談による「心とからだの健康相談」、電話による「こころといのちの電話相談」を実施しています。

相談ケースとしては、生活困窮・介護・育児不安等別の相談として他部署へ相談され、その後メンタルヘルス相談として、当課へとつながる方も多くなっており、市役所組織全体で取り組んでいます。

また、生きづらさを抱えている市民の方のSOSや自殺リスクへの気づきを高めてもらい、必要な支援へと連携できるよう「ゲートキーパー（命の門番）研修」を開催しています。市職員のみならず、様々な職種や市民の方を対象とし、それぞれの立場で気づきに対応でき、適切な支援につなげられるよう介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員、健康推進員等へも研修を開催しています。

今後も継続して研修を開催し、誰もがメンタルヘルスに関われる地域全体の底上げと窓口の周知・啓発を図ってまいります。

加えて、地域、保健所や医療機関、専門の相談機関等ともさらに連携しながら、相談から支援へとつながるよう支援体制の強化を図ってまいります。

【所管部：健康福祉部】

10、介護予防事業の強化(積極的な取り組み)

(回答)

誰でも参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、いきいき百歳体操を継続的に取り組む団体を増やします。また、介護予防に関する知識を普及啓発するために、介護予防の観点から効果が認められる運動、栄養、口腔の指導等を行う健康教育を開催することで、高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に取り組む

きっかけや環境づくりに努めます。

【所管部：健康福祉部】

## 11、DV 被害者に対しての相談と支援体制の充実

(回答)

DV 被害者に対しての相談については、家庭児童相談室において電話相談や来所による相談を行っています。また、子どもと同居する家庭において、DV が行われている場合は、児童虐待にあたることから、同時に児童虐待相談としても相談を受けています。

DV 相談については、被害者の要望に応じた支援や適切な機関への情報提供などを行っています。相談内容に応じて弁護士相談に繋いだり、身の安全が必要な場合は、滋賀県配偶者暴力相談支援センターや警察などの関係機関と連携しながら対応をしています。今後も関係機関と連携しながら相談支援の充実に努めます。

【所管部：健康福祉部】

## 12、地域包括支援センターの体制強化などを含むシステムの更なる充実

(回答)

地域包括支援センターでは、これまで総合相談支援業務として、各種相談・支援を行っていますが、地域共生社会の実現に向けて高齢者のみではなく高齢者の世帯全体に目を向け、多様で複合的な地域生活課題について相談に応じ、関係課や関係機関へ繋ぐなどの支援を行っています。

今後も地域包括ケアシステムの更なる充実に向け、地域包括支援センターの機能強化と、関係課・関係機関や地域の支援主体との連携強化に努め、在宅生活を支える地域づくりを推進してまいります。

【所管部：健康福祉部】

## 13、認知症の早期発見に向けた対策の充実（進行を遅らせる取り組み）

(回答)

認知症も他の病気と同様に、「早期診断」「早期対応」が重要です。また、認知症になっても進行を遅らせるためには、治療とケアの両輪が必要です。

地域包括支援センターでは、認知症又はその疑いがある方とそのご家族に対して、早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断及び早期対応に向けた適切な支援を行う認知症初期集中支援事業を実施しています。チーム員は、認知症専門医や主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士など多職種で構成し、専門医への受診支援や治療継続の支援及び適切な介護サービスへ繋ぐことで、認知症に

【公明党】

なっても自分らしく住み慣れた地域で暮らせる体制づくりに努めています。

【所管部：健康福祉部】

#### 14、ひきこもり対策

(回答)

ひきこもり対策については、市民生活相談課が一次相談窓口として受け付けを行い、ひきこもり状態にある本人や家族からの相談や家庭への訪問支援を実施しています。

相談の中で、障がい等の課題が分かれば、担当課と連携した支援の実施、また、滋賀県ひきこもり支援センターとも連携しながら取り組んでいます。

特に、義務教育を修了すると構造的に支援機関が少なくなり、支援の継続が困難となる課題を踏まえ、令和4年2月に滋賀県と「児童生徒の健全育成に係る連携に関する協定」を締結し、児童が大人になったときの社会的自立を目指して、教育と福祉が連携して支援できるよう取り組みを始めています。

【所管部：市民部】

#### 15、暗所視支援眼鏡の購入費助成(日常生活用具に位置付け)

(回答)

暗所視支援眼鏡につきましては、夜盲症や視野狭窄の方に有効な電子機器の眼鏡として開発・販売されておりますが、現在の製品は、使用に際して訓練することが推奨されているほか、使用場所や使用環境も限定されており、今後において電子機器であるがゆえの改良なども想定されます。

このことから、当該製品の必要性や有用性等について引き続き慎重に判断してまいります。

【所管部：健康福祉部】

### 【教育委員会】

#### 1、ALTの導入検討

(回答)

現在、市内の小学校においては英語支援員を配置し、学級担任の英語や外国語活動の授業の支援を行っているほか、国際協会とも連携し、小中学校での国際理解教育への支援も行っています。また、本市は特別支援教育支援員やスクールソーシャルワーカーを市内の学校に多数配置しています。これらは本来、国や県が行うべき職員配置ですが、十分でないため市費で配置を行っています。したがって、現時点では市費でのALT配置は困難と考えています。なお、国や県が特別支援教育支

援員などの配置を十分に行うよう、県内13市で組織する「県教育長協議会」からも、県教育委員会に強く要望しています。

【所管部：教育委員会】

## 2、新型コロナに対応できる教育現場の環境整備

(回答)

新型コロナウイルス感染症に対応できる教育現場の環境整備については、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう各小中学校から必要な消耗品や備品を聞き取り、環境整備を行っているところです。今後も引き続き、学校運営に必要な環境整備に努めていきます。

【所管部：教育委員会】

## 3、ICT活用による教職員の働き方改革の推進

(回答)

学習評価や成績処理について、ICTを活用（令和2年度から市内統一の校務支援システム等の活用等）して、教職員の事務作業の負担軽減を図っています。また、進路指導で必要な受験や進学の際に作成する書類についても、校務支援システムで様式を統一し、教職員の負担軽減を図り、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、質の高い教育を実現することを目指しています。

【所管部：教育委員会】

## 4、いじめ対策の強化（ソーシャルスクールワーカーの拡充など）

(回答)

スクールソーシャルワーカーについては、現在5名を配置しております。今後も学校（教職員）と連携を図りながら、保護者、児童生徒が抱える課題を早期発見、早期介入し、適正な支援体制の強化基盤の構築を図っていきます。また、いじめ等における組織対応の機能不全の早期発見、早期介入、教員の抱え込み解消、児童生徒が安心できる学校環境を整え、保護者の子育てを下支えする組織基盤の構築を目的に新たな支援員を配置するほか、いじめのみならず、教員と生徒・保護者と生徒・教員と保護者の間に生じた訴えに対し、法的観点から日常的・継続的に助言を行い、問題の解決支援、いじめ防止と教師の業務軽減のため、体制の強化も図っていきます。

【所管部：教育委員会】

## 5、文化・芸術の振興を推進

(回答)

野洲市文化ホールをはじめ各コミュニティセンターにおいて、各種教室等を開催し学ぶ機会を提供するとともに、舞台芸術を鑑賞する機会の提供に努めています。また、野洲市美術展覧会の開催や野洲市文化協会と共同で開催する文化芸術祭などを通して、学び得た成果を発表する機会を提供しています。

【所管部：教育委員会】

## 6、不登校児童・生徒への対応

(回答)

不登校児童生徒の要因として「無気力・不安」が最も大きく、学業不振や人間関係、家庭環境の要因に関する悩みが大きく占めています。教員の職務の多様化、多忙化により児童生徒と向き合う時間がより一層減少している中、悩みを溶きほぐすことが難しくなっている現状から、学校・教員・児童生徒・保護者・各種コーディネーターと連携を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援体制の充実を図ります。

なお、ふれあい教育相談センターでは小中学校への不登校で悩む子どもや保護者に対してカウンセラー2名が「こころの教育相談」事業で電話相談や面接相談を行っています。また、適応指導教室「ドリーム教室」事業では、学校に行きにくい子どもの居場所づくりとともに、学校復帰に向けた体験学習や学習の援助を行っています。さらに、ドリーム教室への通所が困難な子どもには、指導員やカウンセラーが家庭等に訪問し、悩みの相談や学習支援を行っています。

今後もこのような事業を有効活用しながら子どもや保護者への支援体制を強化してまいります。

【所管部：教育委員会】

## 7、がん教育の推進強化

(回答)

国は、健康教育の一環としてがんについての正しい理解と、がん患者やその家族など、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ることを目的に、がん教育プログラムを作成しています。当市においても、今後も引き続き健康推進課をはじめ関係機関と連携し、学習指導要領に基づき、教育活動を推進していきます。

【所管部：教育委員会】

以上